

議案第 11 号

太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について

太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 藏

理 由

社会情勢の変化によって地区公民館に求められる役割が多様化する中、建築価格の高騰によって新築に要する費用も増大していることから、世帯数に応じて補助の限度額を 6 千万円に引き上げることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例

〔令和　年　月　日
条　例　第　号〕

太宰府市地区公民館施設整備条例（昭和 52 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「太宰府市立共同利用施設設置条例（昭和 52 年条例第 10 号）」を「太宰府市立共同利用施設条例（昭和 52 年条例第 10 号）」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 新築事業（全改築を含む。）並びに長寿命化改修事業 3 分の 2。ただし、世帯数ごとの最高補助額は次のとおり。

ア 世帯数 500 世帯以下 最高補助額 3,000 万円

イ 世帯数 501 世帯以上 1,499 世帯以下 3,000 万円に、500 世帯を超えた世帯数 1 世帯当たり 3 万円加算

ウ 世帯数 1,500 世帯以上 最高補助額 6,000 万円

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の世帯数は、当該事業を実施する前々年度の 4 月 1 日現在の住民基本台帳に登録された区自治会の世帯数とする。ただし、世帯数に大きな増減が見込まれ、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

第 3 条の見出し中「補助」を「事業」に改め、同条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 長寿命化改修事業 次の要件を満たす建物について、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、その機能や性能を事業を実施する時点において社会的に求められる水準まで引き上げること。

ア 当該事業を実施する年度において、建築後 40 年以上を経過する又は經

過したもの

イ 今後 30 年以上使用するもの

第 8 条第 2 項中「第 7 条」を「前条」に改める。

附則第 1 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。